

令和7年4月14日
第48回基本計画策定・推進専門委員等会議

資料3-1

警察庁説明資料

Ⅰ 現状

- 犯罪被害者等が必要とする支援を一元的に途切れなく提供するには様々な機関・団体の連携が不可欠
- そのためには、各機関・団体が相互理解の下で適切な役割分担を設定することが重要
- 犯罪被害者等基本法における規定振りや条例における規定の例は以下のとおり

【犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）】

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

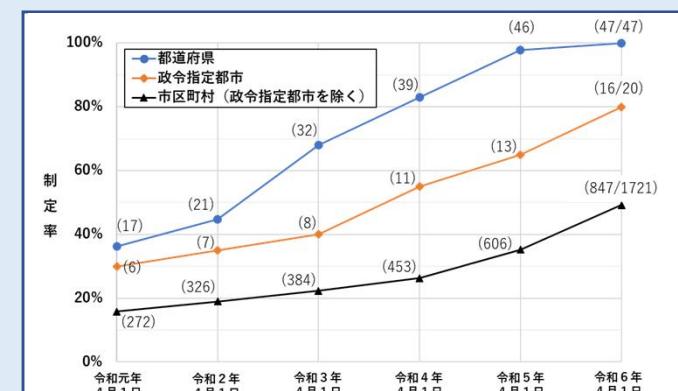
第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穀を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(略)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

【地方公共団体における条例の規定例】

- ・ 地方公共団体の責務
都道府県：総合的かつ計画的な施策策定・実施、市区町村等への支援
市区町村：支援に関する施策策定・実施、国・県の施策への協力
- ・ 住民の責務
犯罪被害者等の状況等の理解、二次的被害を生じさせない配慮、施策への協力
- ・ 事業者の責務
二次的被害を生じさせない配慮、施策への協力
- ・ 民間支援団体の責務
専門的な知識・経験を生かした支援実施、施策への協力



Ⅱ 意見・要望等

- 都道府県と市区町村との役割分担が十分理解されていないため、明確に示し、都道府県と市区町村間、市区町村同士間の連携を促進してほしい。
- 市区町村における条例制定を更に推進していくべきである。

**各機関・団体において必ずしも自らに求められている役割の認識が十分でなかったのではないか
各機関・団体相互の認識の共有も十分ではなかったのではないか**



今後の取組・検討の方向性等

- 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめに示された各関係機関・団体に期待される役割を踏まえて、第5次犯罪被害者等基本計画に必要な記載を盛り込むことを検討

【地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会の取りまとめ】

国は、基本法に示された責務等を踏まえ、犯罪被害者等施策を総合的に立案・実施する立場として、各機関の所管及び権限に応じ、施策の企画立案・調整を行い、全国的な斉一性を確保するための基準の設定を行うとともに、犯罪被害者等に対し、その置かれている状況やニーズを踏まえて必要な施策を講ずる役割が期待される。

都道府県は、基本法に示された責務等を踏まえ、広域自治体として、関係機関・団体から成る多機関ワンストップサービスの中核的役割を担い、域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進する役割が期待される。

市区町村は、基本法に示された責務等を踏まえ、住民にとって最も身近な基礎自治体として、関係機関・団体から成る多機関ワンストップサービスに参画し、域内の犯罪被害者等施策を推進する役割が期待される。

都道府県警察は、犯罪被害者等からの相談を第一次的に受けることが多い機関として、所管業務にとらわれず、犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、そのニーズに応じて、関係機関・団体に対して情報提供や橋渡しを行う役割が期待される。

民間被害者支援団体は、関係機関・団体から成る多機関ワンストップサービスに参画し、犯罪被害者等支援について専門的知見及び経験を有する民間団体であるという強みを活かし、柔軟かつ迅速に、また、初期から中長期にわたり、付添支援や自助グループの支援を始め、公的機関では実施することが困難な支援を含めて犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する役割が期待される。加えて、犯罪被害者等に対する理解と配慮が確保されるよう、犯罪被害者等が置かれた状況等についての広報啓発活動を実施することも期待される。

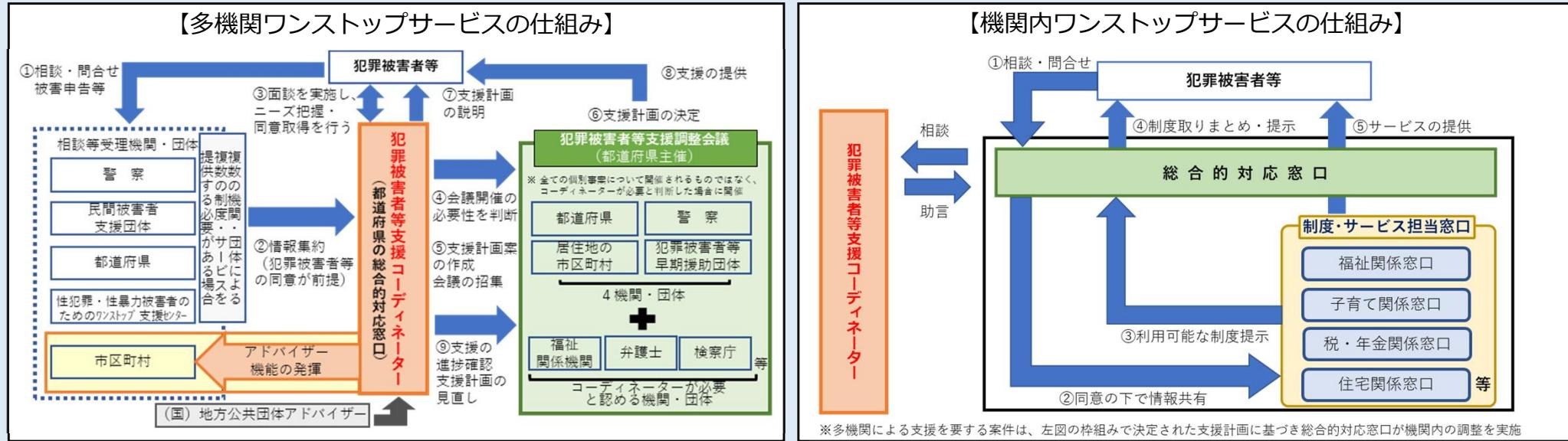
その他の関係機関・団体多機関ワンストップサービスに参画し、各機関・団体の所管業務・機能に応じ、犯罪被害者等に対し、その置かれている状況やニーズを踏まえた支援を提供することが期待される。

- 条例制定の促進及び内容充実を目指し、
 - ・ 各種会議、研修等の場を通じた働きかけの継続的な実施
 - ・ 「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」等、条例制定に資する資料の活用推進

コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現①

Ⅰ 現状

- 各地方公共団体において多機関ワンストップサービス体制及び機関内ワンストップサービス体制構築に向けた検討・取組を推進



- 専門人材の有無や関係機関・団体の規模等、地域によって実情が大きく異なり、コーディネーターの人選に苦慮する地域も存在
- コーディネーター設置後も、各主体が果たすべき役割は増えることはあっても減ることはなく、継続した機能強化が不可欠

Ⅱ 意見・要望等

- 自治体による支援は、地域間格差が大きい。国や都道府県が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組み、犯罪被害者や遺族が支援の難民にならないように配慮してほしい。
- 犯罪被害者等に接する機会が多い方がコーディネーターになる場合は行政の仕組み・制度に明るくない場合が多く、その反対もある。コーディネーターに求める役割の優先順位付けや、民間団体も含めて組織として支える仕組みが必要になるのではないか。



全都道府県におけるワンストップ体制の早期構築

コアメンバー（コーディネーター、県、市区町村、県警察、被害者支援センター）の機能・連携強化
専門的な知見等を有する関係機関・団体との連携の充実

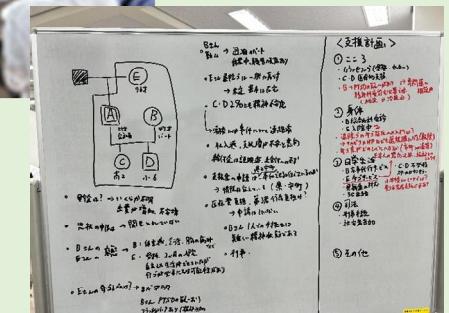
が必要ではないか

今後の取組・検討の方向性等

- 体制構築の促進及び充実した運用体制の確保
 - ・ 多機関ワンストップサービス体制の構築・運用に要する事業費の補助 等
 - ・ 活動状況の把握、必要な支援・助言等を実施

- ワンストップサービス実現に向けた体系的な研修等の実施
 - ・ コーディネーター研修
 - 【対象】コーディネーター
 - 【目的】必要な知見を備えたコーディネーターを地域格差なく育成
 - 【内容】春期：各分野の専門家による講義等
秋期：活動を通じた課題・好事例等を共有するGW等
 - ・ 主管課室長会議
 - 【対象】都道府県及び政令指定都市の担当課室長
 - 【目的】ワンストップサービス実現に必要な体制・制度の理解増進等
 - 【内容】支援調整会議のデモ、機関内ワンストップサービスのための取組共有等
 - ・ 総合的推進事業
 - 【対象】多機関ワンストップサービス体制に参画する実務者
 - 【目的】多機関ワンストップサービスの実効的な運用体制の確立
 - 【内容】仮想事例に基づく支援調整会議のシミュレーション訓練等
 - ・ 支援実務者会議
 - 【対象】都道府県及び市区町村の担当者
 - 【目的】総合的対応窓口の実効的な運用体制の確立
 - 【内容】犯罪被害者等窓口接遇のシミュレーション訓練等
 - ・ オンデマンド研修教材（ギュッとラーニング）
 - 【対象】支援者全般
 - 【目的】犯罪被害者等支援の基本的な知識の習得
 - 【内容】犯罪被害者等支援に必要な知識・心構え、犯罪被害者等の心理、支援要領等

- 専門的な知見等を有する関係機関・団体との連携の充実
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、要保護児童対策地域協議会 等



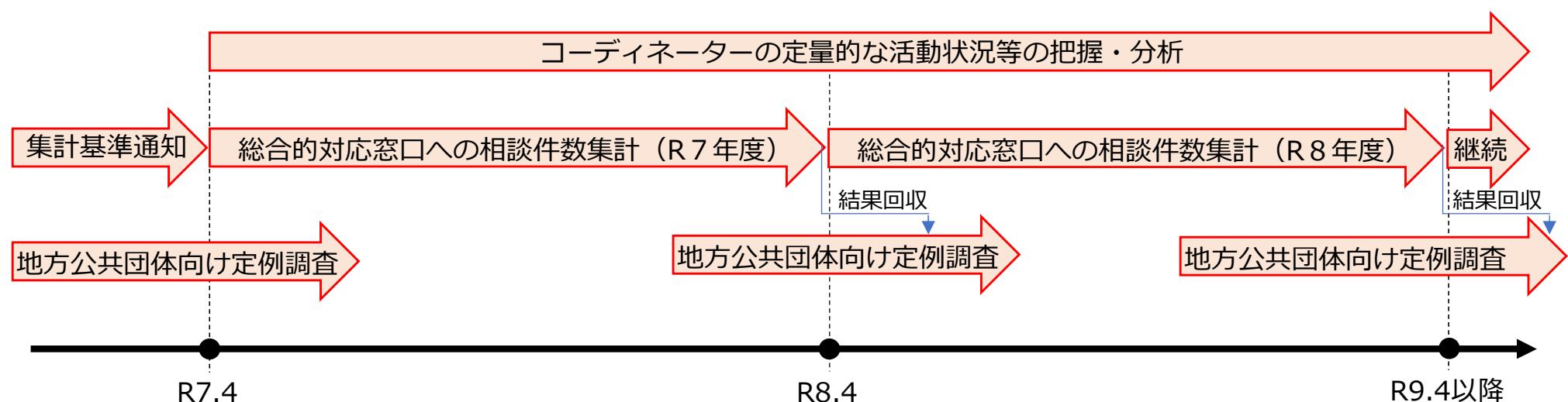
支援調整会議のシミュレーション訓練



窓口接遇のシミュレーション訓練

今後の取組・検討の方向性等

- コーディネーターの機能強化に向けた実態把握及び今後の方向性
 - ・ コーディネーターの人選（保有資格・実務経験・配置箇所）、活動状況、好事例等の集約
 - ・ 集約した情報を継続的に分析・研究し、コーディネーターのロールモデルを検討
 - ・ 研修等の充実
- 都道府県及び市区町村における犯罪被害者等支援機能の強化に向けた実態把握及び今後の方向性
 - ・ 相談件数の集計を通じた総合的対応窓口の機能状況の把握
 - ・ 相談件数の公表・分析、働きかけ・研修の充実を通じた総合的対応窓口の機能強化
 - ・ 機関内ワンストップに向けた取組状況把握及び情報共有
 - ・ 都道府県について、域内における関係機関連携の中心的役割としての機能状況の把握及び情報共有



I 現状

- 民間団体は、地域により規模・支援内容（運営の方向性）は様々
- 各団体の特色は重要であるが、地域格差なくワンストップサービスを実現する上で求められる支援内容が明確でない
- 支援全体の中で団体が果たしている役割の重要性を示す上で、定量的な分析を行う環境が整っていないことも課題

I 意見・要望等

- 被害者支援センターは、経済的基盤が脆弱であり、また、支援者が高齢化しているので人材確保・育成が課題となっている。今後10年で運営が立ちゆかなくなるセンターがあるのではないかと危機感を持っており、喫緊に取り組むべき課題である。
- 各支援センターの支援がどのように行われているのかの実態調査を警察庁が行い、全国被害者支援ネットワークの機能拡充や、支援センターへの必要な支援をしてほしい。



被害者支援センターが置かれている状況・支援状況等の可視化による役割の重要性の再確認

コーディネーターとの連携構築や求められる支援内容の検討

財政基盤及びそれに基づく人的基盤の強化

が必要ではないか

I 今後の取組・検討の方向性等

- 全国被害者支援ネットワークと連携し、被害者支援センターへの調査について、地方公共団体対象調査との基準統合・項目追加※
※ コーディネーターへの情報提供件数、被害からの経過年月別人数、対応言語別人数、対応した目撃者等間接被害者の人数 等
- 求められる支援内容の具体化に向けて継続的に状況把握・分析・好事例収集等を実施
- 継続的な団体運営のため、財政基盤の強化に向けた取組の調査、共有を実施
※ 遺贈・寄付に係る銀行等との協定締結、ふるさと納税の活用、企業・団体からの会員・寄付の獲得、収益事業の実施等
- 新規採用や専門職活用に向けた取組、募集要件等の調査・共有を実施

■ 現状

- 地方公共団体の総合的対応窓口、犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイトに掲載し、情報提供を実施
- しかし、その内容は必ずしも犯罪被害者等や支援者にとって分かりやすいものとはなっていない

■ 意見・要望等

- 保険証の利用、公営住宅の優先入居等、（担当者の）知識不足や誤解が深刻で不適切な対応もある。国の施策の情報提供を充実させてほしい。
- 犯罪被害者に正しい情報を提供し、支援員の教育にも役立てるため、様々な分野や機関による支援情報がわかる冊子等を作成してほしい。



犯罪被害者等が必要なときに必要な情報を得られるよう
支援者等の教育にも資するよう

} ポータルサイトの充実等が必要ではないか

■ 今後の取組・検討の方向性等

- 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実（画面イメージは次ページ以降を参照）
 - ・ 犯罪被害者等支援制度・メニューの検索機能の追加
 - ・ 地方公共団体における支援制度一覧の掲載
 - ・ 支援者向けオンデマンド教材の掲載
 - 等
- ウェブサイト掲載情報のタイムリーな更新（定期更新に加え、各団体からの連絡を踏まえ随時更新）及び内容充実
- SNS等の活用によるウェブサイトの認知度向上、犯罪被害者等施策に関する情報の発信の強化等
- 犯罪被害給付制度の裁判申請手続のオンライン化（令和7年12月予定）

犯罪被害にあわれた方・ 支援者のためのポータルサイト

チャンネル
ギュっとCH

詳しく見る →



ギュっとCHとは

犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族に対する支援制度や相談窓口に関する情報を集約したポータルサイトです。支援に携わる方に対しても支援に当たっての留意事項やオンデマンド研修教材(短時間動画)を掲載しています。犯罪被害者等支援シンボルマークである「ギュっとちゃん」の名前からサイト名を命名しました。



何にお困りですか？

詳しく見る →



あなたの街の支援

詳しく見る →

支援者の方々へ

詳しく見る →



犯罪被害者等支援制度・メニューの検索機能の追加

こんなときは？ (被害種別・困りごと別検索)

身体的な被害にあわれましたか？

- 身体的な被害 (殺人、傷害等) →
- 性的な被害 →
- ドメスティックバイオレンス(DV) →
- ストーカー(ST) →

身体的な被害(殺人、傷害等)

? / 身体的な被害(殺人、傷害等)

知りたいこと

犯罪被害の相談に関すること

- 犯罪被害の届出に関する相談をしたい
- 支援に関する相談先を知りたい
- レンタカーの相談に関する相談

安全の確保に関すること

- 保護してほしい・避難したい
- また被害に遭わないか不安
- フラミングや脅迫への対応方法

検索結果を見る ↓ リセット

犯罪被害の相談に関すること

支援に関する相談先を知りたい

総合的対応窓口

都道府県・市区町村では、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、犯罪被害者等からの相談や問合せに応じて府内関係部署や関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しを行っています。

おなじの街の支援

警察相談専用電話

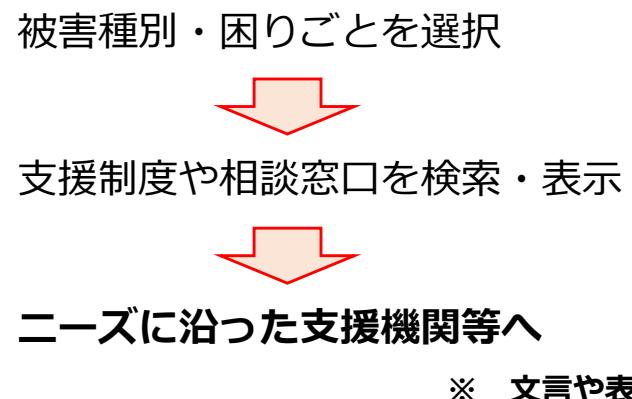
統一番号 #9110 対応窓口: 相談電話

警察に対する相談全般を受け付けています。(#(シャープ) 9110)番

警察に対する相談は警察相談専用電話「#9110」番へ

民間被害者支援団体による電話相談・面接相談

対応窓口: 最寄りの民間被害者支援団体



地方公共団体における支援制度一覧の掲載

あなたの街の支援

お探しのエリアを選んでください。

地域を問わない支援項目は[こちら](#)

中国
岡山 →
広島 →
鳥取 →
島根 →
山口 →

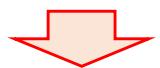
九州・沖縄
福岡 →

北海道・東北
北海道 →
青森 →
岩手 →
秋田 →
宮城 →
山形 →
福島 →

関東・甲信越
東京 →
神奈川 →
千葉 →

北陸・東海

都道府県を選択



当該都道府県及び管内の市区町村の支援制度等の概況を表示



地域の支援制度等を知ることで関係機関・団体にアクセスするきっかけに

神奈川県

市区町村名で検索

検索したい市区町村名を入力してください。

検索する →

リセット

制度の利用に当たっては要件がありますので、詳細は窓口にお問合せください。窓口の連絡先等は[こちら](#)

地方公共団体名	経済的支援		住居関係支援		生活関係支援	医療・心理的ケア関係支援	法的関係支援	その他支援
	見舞金	貸付金	公営住宅優先入居等	その他住居関係支援				
神奈川県	○		○	○	○	○	○	
横浜市	○		○	○	○	○	○	

支援者向けオンデマンド教材の掲載

ギュっとラーニング

～支援者向けオンデマンド研修教材～



※ 本研修教材の無断使用・転載・コピー・引用等は禁止します。

I 犯罪被害者等支援の基礎情報						
分類	講義名	講義内容	講師	時間 (分)	研修動画	資料
支援の考え方と施策の進展	犯罪被害者等支援とは	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等の抱える様々な問題・犯罪被害者等支援の経緯・犯罪被害者等支援の考え方	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策推進課	10		
	犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)	<ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者等基本法の制定・犯罪被害者等基本法の概要	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策推進課	15		
		・犯罪被害者等基本法	警察庁	10		

支援経験の少ない地方公共団体職員等、初心者も学べる基礎的内容から実践的内容まで網羅した支援者向けオンデマンド研修教材を提供